

## II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 3 事業継続に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (5) 米の計画的生産継続支援事業

支援内容	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響で今年産（令和2年産）の米価が下がった場合、米の計画的生産の協力者に対し、米価が下落した場合の支援金（補填金）として、主食用水稲1俵に対し昨年との価格差の1/2（上限500円）を支給する。</p>
対象者	<p>営農計画書を提出した者で、令和2年度に次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①需要に応じた米の計画的生産実施者</li> <li>②水田活用の直接支払い交付金対象者又は備蓄米取組者</li> <li>③認定農業者</li> <li>④認定新規就農者</li> <li>⑤人・農地プランの中心となる経営体等</li> </ul>
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・営農計画書</li> <li>・振込先の金融機関口座が確認できるもの</li> </ul>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山市農林部農業振興課 津山市山北520（津山市役所本庁舎4階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p> <p>受付期間：8月下旬～令和3年2月28日（日）</p>
問い合わせ先	<p>津山市農林部農業振興課 （電話）0868-32-2079</p>
備考	